

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月7日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第43号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所得割の税率) 第32条 略	(所得割の税率) 第32条 略
<u>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</u> <u>第33条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</u> <u>(1) 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、県内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（規則で定めるものを除く。）</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下同じ。）のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</u>	<u>第33条 削除</u>
(個人の均等割の税率) 第34条 略	(個人の均等割の税率) 第34条 略
(法人の均等割の税率) 第39条 略	(法人の均等割の税率) 第39条 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次に掲げる法人 年額 2万円 ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

イ 略

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財團法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下同じ。で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2)～(5) 略

2 略

（法人の均等割の減免）

第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。

2～4 略

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定）

第40条の5 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

以下「施行令」という。）第7条の4に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）を行うものを除く。）

イ 略

ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下同じ。で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

(2)～(5) 略

2 略

（法人の均等割の減免）

第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。

2～4 略

（株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定）

第40条の5 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

附 則

(旧民法第34条の法人から移行した法人等の特例)

- 36 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下それぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）にあっては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第39条第1項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定を適用する。
- 37 平成20年11月30において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第39条第1項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定を適用する。
- 38 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第39条第1項の規定を適用する。
- 39 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第39条第1項の規定を適用する。

附 則

附 則 (施行期日)

- この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第33条及び第40条の5の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の第33条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。
- 改正後の第39条第1項第1号ウの規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税の均等割について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。